

平成 23 年 2 月 15 日

平成 22 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」の開催実績について

証券教育広報センター証券教育部

本協会が他の証券関係団体とともに構成する証券知識普及プロジェクト(注)では、学校の冬期休業期間中に中学校・高等学校の教員並びに教育委員会関係者等を対象に、金融経済教育の意義や教育現場における取り組み事例等を紹介し今後の授業に役立てていただくことを目的として「金融経済教育フォーラム」を開催した。その開催実績等は次のとおりである。

(注)「証券知識普及プロジェクト」は、本協会、東京証券取引所グループ、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会、名証取引参加者協会の 8 団体が参加し、長期的・継続的に証券知識の普及・啓発活動を推進している。

1. 開催実績

- ・ 平成 22 年 12 月 27 日（月）から平成 23 年 1 月 8 日（土）までの間、全国 10 会場で開催し、530 名の参加を得た〔昨年度は全国 10 会場で開催、参加者 483 名〕。（別紙 1）
——本年度フォーラムの企画に際しては、新たに、日頃から金融経済教育に積極的に取り組んでいる現場教員をパネリストに起用してパネルディスカッションを充実させるなど内容面で工夫を図るとともに、集客に際しては、後援団体の一つである金融広報中央委員会会長名による本フォーラムの紹介文を案内状に添付し、より多くの参加を促す等の取り組みを行った。その結果、参加者数は前年度比 47 名（+10%）増加した。

2. 評価と課題

- ・ 参加者アンケート（別紙 2）によれば、本フォーラムに「初めて参加した」教員は 61%と、過半を占めており、教育現場における金融経済教育の今後の拡がりが期待できる。
- ・ 本フォーラムの内容について、授業に「大変参考になった」「参考になった」とする回答が 96%を占め、参加者からは高い評価を受けた。
- ・ 参加動機について、「金融経済教育について勉強したかったから」とした教員が前回比 31%増加、また、金融経済教育への取り組みについて、「現在積極的に取り組んでいる」ないし「現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」としている教員が 78%に上っていることから、教育現場における金融経済教育の重要性についての認識が、より一層深まっていることが窺える。

- ・ 証券知識普及プロジェクト等が提供している体験型教材については、「導入している」ないし「導入したいと考えている」との回答が大半を占めており、体験型教材に期待している効果として、「金融や経済の動きが実感できる」、「金融や経済の仕組みを学べる」などが挙げられていることから、授業に体験型教材を導入するメリットが十分理解されていることが窺える。
- ・ 体験型教材を授業に取り入れる上での障害については、「授業時間数を十分に確保できない」とした教員が際立って多かった。このことから、教育現場のニーズのひとつとして短時間で利用できる教材の開発が求められていることが窺える。
- ・ アンケートの自由回答では、「金融経済教育への理解が深まった」、「体験型教材の実践事例報告では、金融経済教育を実践している先生方の生の声を聞くことができ、大変参考になった、刺激を受けた」などの意見・感想が多数寄せられた。
- ・ 以上のことから、本フォーラムなど教員向けセミナーについては、学校向け普及・啓発事業の重要チャネルとして内容面の一層の工夫に努めるとともに、金融広報中央委員会との共同開催など関係団体との連携を強化するなどして、より多くの教員の参加を促していきたい。また、教育現場のニーズにかなった体験型教材の開発などにも鋭意取り組んでいきたい。

以 上

平成 22 年度教育関係者向け「金融経済教育フォーラム」開催一覧

主催：証券知識普及プロジェクト

共催：全国公民科・社会科教育研究会、全国中学校社会科教育研究会

後援：文部科学省、金融庁、都道府県市教育委員会、各地研究会、日本銀行、
金融広報中央委員会

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 参加校数 20 校 参加人数 23 名	仙台市 KKR ホテル 仙台	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	東京大学大学院経済学研究科教授 伊藤 元重 氏
		学校における金融経済教育の進め方 ～効率公正の扱い、参画型に 活用力を～	弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 など）	
		体験型教材を使った事例報告	岩手県立黒沢尻北高等学校教諭 高橋 利幸 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏 〔パネラー〕 岩手県立黒沢尻北高等学校教諭 高橋 利幸 氏 仙台市立三条中学校教諭 赤岡 光騎 氏
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 参加校数 66 校 参加人数 81 名	名古屋市 名古屋栄東急 イン	今だからこそ“金融の重要性” について考える ～世界経済のうねりの中で～	株式会社住信基礎研究所主席研究員 伊藤 洋一 氏
		学校における金融経済教育の進め方	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 谷田部 玲生 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 など）	
		体験型教材を使った事例報告	愛知県立知立高等学校教諭 加藤 悟 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 愛知県立知立高等学校教諭 加藤 悟 氏 名古屋市立昭和橋中学校教諭 伊藤 達也 氏 同朋高等学校教諭 中村 友紀 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 参加校数 39 校 参加人数 46 名	広島市 ホテル 八丁堀 シャンテ	会計士が教える、 やさしいきんゆう教育	公認会計士 山田 真哉 氏
		学校における金融経済教育の進め方	岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 など）	
		体験型教材を使った事例報告	山口県立西京高等学校教諭 末廣 素子 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏 〔パネラー〕 山口県立西京高等学校教諭 末廣 素子 氏 福山市立山野中学校教諭 亀山 聖一 氏 広島県立五日市高等学校教諭 高林 賢治 氏
平成 22 年 12 月 27 日(月) 12:30～16:30 参加校数 19 校 参加人数 24 名	松山市 えひめ共済会館	金融トラブルの実態と 金融経済教育の必要性	弁護士 住田 裕子 氏
		学校における金融経済教育の進め方	三重大学教育学部教授 山根 栄次 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」 など）	
		体験型教材を使った事例報告	愛光中学・高等学校教諭 杉崎 裕治 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 三重大学教育学部教授 山根 栄次 氏 〔パネラー〕 愛光中学・高等学校教諭 杉崎 裕治 氏 松山市立余土中学校教諭 高須賀 仁 氏 愛媛県立北条高等学校教諭 今井 敬 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 28 日 (火) 12:30～16:30 参加校数 20 校 参加人数 28 名	金沢市 石川県地場 産業振興センター	学校における金融経済教育の進め方	桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部授 谷田部 玲生 氏
		2011 年、どうなる!!日本の政治と経済	読売新聞特別編集委員 橋本 五郎 氏
		教材説明 (「株式学習ゲーム」「みんなで体験!株式会社とお金のしくみ」 など)	
		体験型教材を使った事例報告	東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部授 谷田部 玲生 氏 〔パネラー〕 東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏 能美市立根上中学校教諭 朝倉 京子 氏 富山県立富山商業高等学校教諭 野田 満 氏
平成 22 年 12 月 28 日 (火) 12:30～16:30 参加校数 91 校 参加人数 108 名	大阪市 北浜フォーラム	今だからこそ“金融の重要性” について考える ～世界経済のうねりの中で～	株式会社住信基礎研究所主席研究員 伊藤 洋一 氏
		学校における金融経済教育の進め方 ～効率公正の扱い、参画型に 活用力を～	弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏
		教材説明 (「株式学習ゲーム」「みんなで体験!株式会社とお金のしくみ」 など)	
		体験型学習教材の活用法	兵庫県立洲本実業高等学校教諭 安井 敦子 氏
		パネルディスカッション	〔コーディネーター〕 弘前大学教育学部教授 猪瀬 武則 氏 〔パネラー〕 大阪市立東商業高等学校校長 佐藤 芳弘 氏 大阪市立蒲生中学校校長 吉信 勝之 氏 兵庫県立洲本実業高等学校教諭 安井 敦子 氏 大阪市立長吉中学校教諭 李 洪俊 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ	講師・報告者等
平成 22 年 12 月 28 日 (火) 12:30～16:30 参加校数 45 校 参加人数 49 名	福岡市 天神ビル	会計士が教える、 やさしいきんゆう教育	公認会計士 山田 真哉 氏
		学校における金融経済教育の進め方	岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	横浜市立潮田中学校教諭 力丸 剛 氏
		パネルディスカッション	[コーディネーター] 岐阜大学教育学部教授 大杉 昭英 氏 [パネラー] 横浜市立潮田中学校教諭 力丸 剛 氏 北九州高等学園教諭 塩田 尚秀 氏 福岡市立友泉中学校教諭 宇都宮 淳 氏
平成 22 年 12 月 30 日 (木) 9:30～14:35 参加校数 86 校 参加人数 101 名	東京都 東京証券取引所	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融・経済教育の進め方	信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	鎌倉市立大船中学校教諭 星 典男 氏
		パネルディスカッション	[コーディネーター] 信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏 [パネラー] 鎌倉市立大船中学校教諭 星 典男 氏 東京都立桜修館中等教育学校教諭 高橋 勝也 氏 神奈川県立三浦臨海高等学校教諭 金子 幹夫 氏

開催日時・定員	開催地・会場	講演テーマ	講師・報告者等
平成 23 年 1 月 6 日 (木) 12:30～16:30 参加校数 24 校 参加人数 31 名	宇都宮市 ホテル東日本 宇都宮	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融・経済教育の進め方	信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	那須烏山市立下江川中学校教諭 柴田 哲朗 氏
		パネルディスカッション	[コーディネーター] 信州大学教育学部准教授 栗原 久 氏 [パネラー] 那須烏山市立下江川中学校教諭 柴田 哲朗 氏 宇都宮大学教育学部附属中学校教諭 川中子 靖 氏 東京学芸大学附属国際中等教育学校 教諭 古家 正暢 氏
平成 23 年 1 月 8 日 (土) 12:30～16:30 参加校数 31 校 参加人数 39 名	札幌市 札幌証券取引所	最近の金融・経済の 動向と今後のゆくえ	千葉商科大学学長 島田 晴雄 氏
		学校における金融経済教育の進め方 ～消費者教育からの視点から～	城西国際大学経営情報学部准教授 阿部 信太郎 氏
		教材説明（「株式学習ゲーム」「みんなで体験！株式会社とお金のしくみ」など）	
		体験型教材を使った事例報告	東京都立西高等学校教諭 篠田 健一郎 氏
		パネルディスカッション	[コーディネーター] 城西国際大学経営情報学部准教授 阿部 信太郎 氏 [パネラー] 札幌市教育委員会学校教育部指導室 指導主事 宮田 佳幸 氏 東京都立西高等学校教諭 篠田 健一郎 氏 札幌市立平岡中央中学校教諭 清水 顕史 氏

【合計：10 会場 530 名参加】

以 上

平成 23 年 2 月 15 日

平成 22 年度 「金融経済教育フォーラム」の参加者アンケート集計結果について

証券教育広報センター証券教育部

本協会などが進めている証券知識普及プロジェクトでは、平成 22 年 12 月 27 日から平成 23 年 1 月 8 日までの間、全国 10 会場で中学校・高等学校の教員並びに教育関係者等を対象に、金融経済教育の意義や教育現場における取り組み事例等を紹介し、今後の授業に役立てていただくことを目的に、「金融経済教育フォーラム」を開催し、530 名の参加を得た。

それら参加者に対するアンケート調査（回答者数 416 名、回収率 78.5%）の結果概要は、以下のとおりである。

- 参加した教員の勤務区分は、中学校 40.2%、高等学校 43.8%。
- フォーラムの参加回数については、「参加した事がある」という人が 39%、「初めて参加した」という人が 61%であった。
- 参加した教員の担当教科で最も多かったのは中学校の「公民」で、以下、中学校の「歴史」、「地理」、高等学校の「現代社会」、「政治・経済」、「商業」などが続いた。
- 参加の動機は、「金融経済教育について勉強したかったから」と回答した人が最も多く、「基調講演者がよかったから」がこれに続いた。
- フォーラムの内容が授業の参考になったかを尋ねたところ、約 96%が「大変参考になった」、「参考になった」と回答。
- 金融経済教育について、「積極的に取り組んでいる」という回答は、約 17%であった。最も多い回答は、「現在は取り組んでいないが、今後取り組んでいきたい」で、約 61%であった。また、「あまり積極的に取り組んでいない」は約 14%であった。
- 体験型教材の導入については、「体験型教材を導入したいと考えている」、「株式会社学習ゲーム等を既に導入している」といった前向きな回答が多数を占めた。一方で、「導入する予定はない」との回答も一部みられた。
- 体験型教材を実施する上で障害となっている理由については、「授業時間数を十分に確保できない」が際立って多かった。なお、同回答者に体験型教材を導入できる授業時間数を聞いたところ、「2時間」ないし「3時間」との回答が多かった。
- 金融経済教育における体験型教材に期待している効果としては、「金融や経済の動きを実感できる」、「金融や経済の仕組みを学べる」などが挙げられた。
- 参加者からの感想等

フォーラム全体については、講演内容が興味深かったこと、金融経済教育への理解が深まったことなどが良かった点として挙げられた。また、教材の実践事例報告については、金融経済教育を実践している先生方の生の声を聞いて大変参考になった、刺激を受けたといった感想が寄せられた。

その他の要望等については、中学校教諭から、短時間で利用でき、かつ生徒の興味を引く教材（例えばDVDなど）を作ってほしいといった要望が寄せられた。また、証券界のこうした取組みは学校現場にとって大変有益であり今後も継続して欲しい、という意見も寄せられた。

以 上

資料 2

社会保障・税に関わる番号制度の検討に係るワーキング・グループ名簿

平成 23 年 1 月

日本証券業協会

主査 村 瀬 雅 裕 (大 和 証 券 業 務 部 副 部 長)

委員 興 膳 秀 治 (日興コーディアル証券 証券事務企画部副部長)

〃 佐 藤 歩 (野 村 証 券 IT 基盤戦略部課長代理)

〃 佐 藤 伸 一 (メリルリンチ日本証券 税務部ディレクター)

〃 佐 藤 学 (松 井 証 券 コンプライアンスグループリーダー)

〃 新 谷 光 彦 (コ ス モ 証 券 事務企画部副部長)

〃 園 田 京 子 (クレディ・スイス証券 税務部ヴァイス・プレジデント)

〃 浪 川 安 弘 (三菱UFJモルガン・スタンレー証券 事務統括部企画課副参事)

〃 廣 山 増 廣 (岡 三 証 券 経営法務部参事)

〃 水 野 恵 理 子 (マネックス証券 商品サービース部
マネジャー国内商品グループ長)

〃 峰 松 浩 人 (楽 天 証 券 執 行 役 員)

〃 安 田 善 文 (み ず ほ 証 券 経 営 調 査 部
シニアヴァイスプレジデント)

(以上 12 名、五十音順、敬称略)

「社会保障・税に関わる番号制度の検討に係るワーキング・グループ」設置要綱

平成23年1月18日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

政府及び与党では、情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組みの構築（国民ID制度）を一体的に進めるべく検討が開始されようとしている。とりわけ、社会保障・税に関わる番号制度については、内閣官房に、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」が設置され、昨年12月に中間取りまとめが行われ、本年1月中旬に基本方針が示され、6月までに「社会保障・税番号大綱（仮称）」の策定が予定されるなど、方向性や全体像のほか具体的な論点に関し検討が行われることとされている。

これを受けて、証券界としてこれらの検討に対して適切に対応していくため、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 社会保障・税に関わる番号制度に係る意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、「社会保障・税番号大綱（仮称）」の策定が行われる6月末までを目途に検討を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

以 上

自主規制会議名簿

平成 23 年 2 月 15 日

議長・公益理事	神 田 秀 樹 (東京大学大学院法学政治学研究科 教 授)
副議長・公益委員	川 上 徹 也 (パ ナ ソ ニ ッ ク 経 理 大 学 学 長)
〃	築 舘 勝 利 (東 京 電 力 常 任 監 査 役 監 査 役 会 会 長) (社) 日 本 監 査 役 協 会 会 長
公益委員	江 川 雅 子 (東 京 大 学 理 事)
〃	川 村 雄 介 (大 和 総 研 専 務 理 事) (一 橋 大 学 大 学 院 客 員 教 授)
会員委員	石 井 登 (立 花 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
〃	田 中 浩 (野 村 証 券 代 表 執 行 役 専 務)
〃	西 村 永 良 (西 村 証 券 代 表 取 締 役 社 長)
〃	森 口 隆 宏 (J P モ ル ガ ン 証 券 代 表 取 締 役 会 長)
特別会員委員	佐 谷 戸 淳 一 (住 友 信 託 銀 行 取 締 役 兼 常 務 執 行 役 員)
〃	高 橋 精 一 郎 (三 井 住 友 銀 行 常 務 執 行 役 員)
常任理事・会長	前 哲 夫
常任理事・専務理事 (自主規制部門執行責任者)	大 久 保 良 夫

(五十音順・敬称略)

「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 15 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、苦情解決及び紛争解決のあっせん業務について、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 77 条の 3 第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（以下「センター」という。）に対し、その業務を委託しているところである。

今般、センターが第 1 種金融商品取引業について、金商法第 156 条の 39 第 1 項の規定に基づく指定紛争解決機関（指定 ADR）となることを踏まえ、協会員等の責務に関し、必要な規定を整備するため、「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(1) あっせん手続への参加及びセンターの規則の遵守

- ① 協会員等がセンターのあっせん手続に参加する場合におけるセンターの規則の遵守義務について、答弁書の提出及び出頭等による説明又は資料の提出の義務に限定していた規定を改め、その義務の範囲をセンターの規則のすべてとする。（第 6 条第 1 項）
- ② 協会員等がその顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合のセンターの規則の遵守義務を定めることとする。（第 6 条第 2 項）

(2) センターに対する利用負担金等の納付義務

- ① 協会員等の顧客からあっせん申立てがあった場合のあっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金の納付義務を定めることとする。（第 7 条第 1 項）
- ② 協会員等があっせんの申立てをした場合のあっせん申立金の納付義務を定めることとする。（第 7 条第 2 項）

(3) その他所要の改正を行う。（第 3 条）

3. 施行日

この改正は、本協会が別に定める日（注）から施行する。

（注） 本協会が別に定める日とは、センターが指定紛争解決機関として業務を開始する日（平成 23 年 4 月 1 日）とする。

以 上

「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 2 月 15 日

(下線部分変更)

新	旧
(業務の委託) 第 3 条 本協会は、次の各号に掲げる業務を、<u>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター</u>（以下「センター」という。）に委託する方法により行う。 1・2 (現行どおり) 2 } (現行どおり) 5 (あっせん手続への参加及びセンターの規則の遵守) 第 6 条 協会員等の顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である協会員等は、当該紛争につきセンターがあっせんを行うことに応諾し、当該あっせん手続に参加しなければならない。この場合において、<u>当該協会員等は、当該あっせん手続に関し、センターの規則に従わなければならない。</u> (削 る) (削 る) 2 <u>協会員等は、その顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合には、当該あっせん手続に関し、センターの規則に従わなければならない。</u> (削 る)	(業務の委託) 第 3 条 本協会は、次の各号に掲げる業務を、<u>特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンター</u>（以下「センター」という。）に委託する方法により行う。 1・2 (省 略) 2 } (省 略) 5 (あっせん手続への参加等) 第 6 条 協会員等の顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、当該紛争の相手方である協会員等は、当該紛争につきセンターがあっせんを行うことに応諾し、当該あっせん手続に参加するほか、<u>次の各号に掲げる義務を負う。</u> <u>1 センターの規則で定めるところにより、センターに対して答弁書を提出すること。</u> <u>2 センターの規則で定めるところにより、センターからの求めに応じ、出頭若しくは文書による説明又は資料の提出を行うこと。(正当な理由がある場合を除く。)</u> (新 設) (あっせん案勧告の場合の措置) 第 7 条 <u>センターのあっせん委員が、センタ</u>

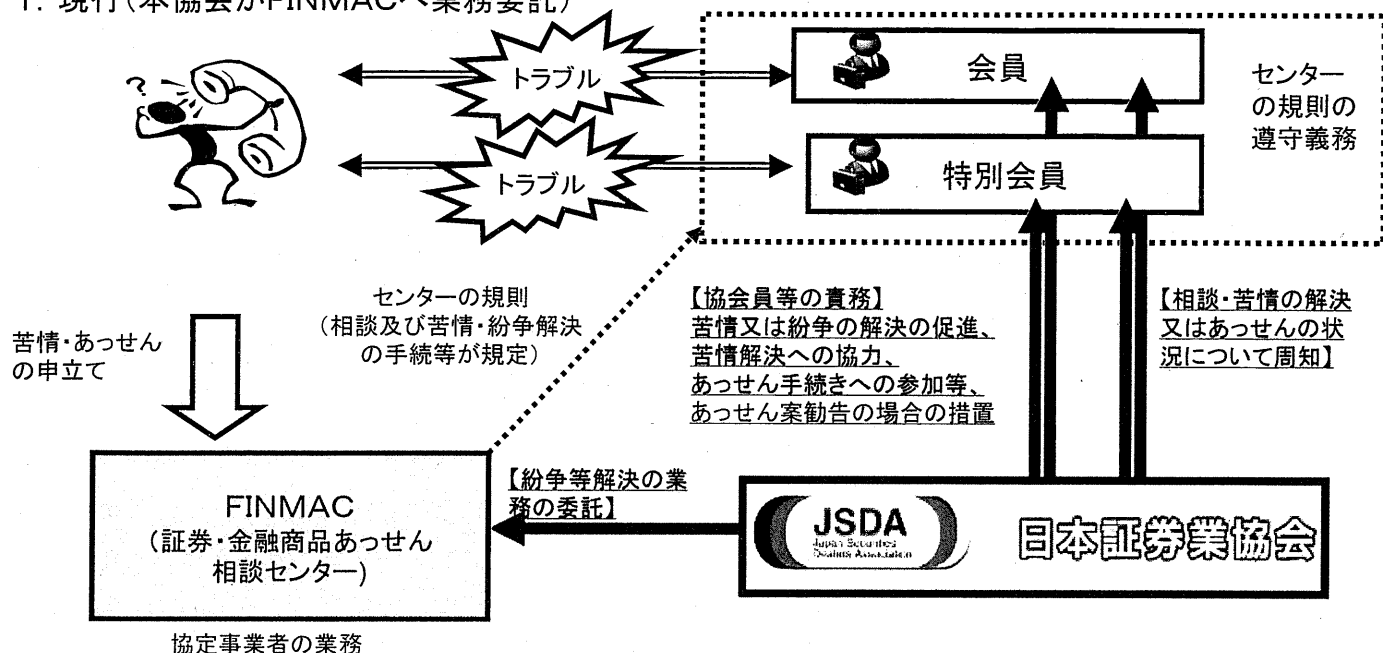
新	旧
<u>(あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金等)</u> <u>第 7 条 協会員等は、その顧客からセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てがあった場合には、センターの規則で定めるところにより、あっせん開催期日 1 回当たりの利用負担金を納付しなければならない。</u> <u>2 協会員等は、その顧客を相手方としてセンターに対して協定に基づくあっせんの申立てをした場合には、センターの規則で定めるところにより、あっせん申立金を納付しなければならない。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。 (削 る) (削 る)	<u>一の規則で定めるところにより、あっせん案を作成し、当事者双方に提示し、その受諾を勧告した場合、協会員等は、センターの規則で定めるところに従わなければならない。</u> (新 設) (新 設) 別表 1 (省 略) 別表 2 (省 略)

(注) 本協会が別に定める日とは、センターが指定紛争解決機関として業務を開始する日（平成 23 年 4 月 1 日）とする。

以 上

「協会員と顧客の紛争等の解決のための業務委託等に関する規則」の概要

1. 現行(本協会がFINMACへ業務委託)



2. FINMACが「指定紛争解決機関」となった場合(本協会のFINMACへ業務委託は継続)

加入第1種金融商品取引業者に係る特定第1種金融商品取引業務

